

釧路市議会公式SNS運用要綱

令和6年10月1日
議会事務局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、釧路市議会（以下「市議会」という。）がSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用して開設する釧路市議会公式ページ（以下「ページ」という。）の運用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) SNS インターネットを利用して情報発信し双方向のやりとりができる以下のサービス
ア フェイスブック Meta Platforms 社が提供するソーシャルネットワーキングサービスをいう。（ウェブアドレスは、<https://www.facebook.com/kushiroshigikai> とする。）
イ インスタグラム Meta Platforms 社が提供するソーシャルネットワーキングサービスをいう。（ウェブアドレスは、<https://www.instagram.com/kushiroshigikai> とする。）
- (2) アカウント 各SNSを利用するために取得した権利をいう。
- (3) 利用者 ページの利用者をいう。

(運営主体)

第3条 ページの運営主体は釧路市議会とし、ページの管理者（以下「管理者」という。）は議会事務局長の職にある者とする。

2 ページへの情報の掲載は、管理者の監督の下、議会事務局の職員が行うものとする。

(市議会からの情報発信)

第4条 市議会公式SNSに掲載することができる情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 定例会、臨時会の開催内容や市議会の活動に関する情報
- (2) 市議会が主催する会議、行事等に関する情報
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が公式SNSに掲載することが適当と認める情報

(ページの運用方法)

第5条 各SNSの投稿についての運用方法は、次に掲げるものとする。

- (1) WEB上でのトラブルを避けるため、他者の投稿に対し「いいね!」や「コメント」、「保存」、「ダイレクトメッセージ」は行わない。ただし非常時において緊急の必要がある場合は、この限りではない。
- (2) 本アカウントに対してダイレクトメッセージがあった場合は、原則として返信しない。
- (3) 投稿する際は、原則として事前に管理者の決裁を受けること。また、庁内他課や民間団体等に関する内容を投稿する場合は、事前に打ち合わせを行った上で投稿すること。
- (4) 民間企業に関連する投稿を行う場合は、事前に相手方に了承を得ること。
- (5) 人物が特定できる写真・動画を投稿する場合は、事前に相手方に了承を得ること。
- (6) 各アカウントにおいて、フォローを受けた場合は、拒否（ブロック）しないものとする。ただし、アカウントの使用に対しての明らかな妨害若しくは当市議会が妨害と判断する場合または悪質なスパムと判断する場合はこの限りではない。

(7) 各アカウントは、他のアカウントをフォローしないものとする。ただし、国または地方公共団体が使用するアカウントについてはこの限りではない。

(投稿の削除)

第6条 管理者は、ページの利用に際して、次の行為にあたる投稿については、当該利用者に対し事前に何ら通知することなく、違反の態様、程度等に応じ、利用者がページ上に掲載した情報及び内容等の削除その他必要な措置を講じることができる。

- (1) 市議会、他の利用者又は第三者の権利又は財産を侵害する行為
- (2) 市議会、他の利用者又は第三者を誹謗中傷し、又は侮辱する行為
- (3) 市議会、他の利用者又は第三者の名誉、信用等の毀損、プライバシー等の侵害、又は業務を妨害する行為
- (4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に違反する行為
- (5) 宗教団体その他の団体又は組織への加入を勧誘する行為
- (6) 出資、寄付、資金提供又は物品若しくはサービスの購入等を勧誘する行為
- (7) 市議会が不適切と判断する他のウェブサイトを紹介し、若しくはその閲覧を勧誘する行為又はファイルをダウンロードさせて利用する行為
- (8) ページを利用して市議会、他の利用者又は第三者に対し、コンピューターのソフト又はハードの正常な機能を阻害するウイルスその他の有害なプログラム、ファイル等を発信する行為
- (9) ページに掲載する正当な権限を有しない情報又はコンテンツを掲載する行為
- (10) 市議会又は他の利用者によるページの利用を阻害する行為
- (11) ページに対しハッキング等の不正行為によりアクセスする行為又はページの全部若しくは一部を監視し、若しくは複製する行為
- (12) 各SNSの利用規約、公序良俗、法令若しくは刑罰法規に違反し、又はその他市議会が不適切と判断する行為

2 市議会は、ページの利用に関連して発生した利用者の損害について、当該損害が市議会の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、一切責任を負わないものとする。

3 市議会は、利用者が第1項の規定に違反して市議会に損害を与えた場合は、当該利用者に対し損害賠償を請求できるものとする。

(利用者からの情報についての免責)

第7条 市議会は、ページを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性等の保証は一切しないものとし、掲載された当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、市議会の故意又は重大な過失によるものでない限り、一切責任を負わないものとする。

(管轄裁判所)

第8条 ページの利用又はこの要綱に関して裁判上の紛争が生じた場合は、釧路地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。